## 第 12 回権利保護基盤の強化に関する専門調査会における取りまとめ資料に対する意見

東京大学先端技術研究センター 渡部俊也 平成 17 年 4 月 1 日

## (2)産学連携の円滑化 <橋渡し機能の強化>について大学への言及について:

文部省意見:渡部の発言内容の意図を汲むと「橋渡し機能は公的研究機関と公設試験所がもっぱらになうべき」との見解 に対してのコメント

大学は、地域に存在する公的研究所及び公設試験所などの研究開発機能を有する資源を利用しながら、地域の中小・ベンチャー企業との橋渡し機能を担う主体として位置づけられるものであり、私が発言のなかでこれを除外した意図はない。大学に求められる橋渡し機能については以下の2つの観点がある。

大学が産学コーディネーターなどを活用して直接中小企業・ベンチャー企業への橋渡し役を行う

大学の知財マネジメントを中小・ベンチャーに利用しやすい方向に変えていくことで橋渡し機 能を強化すること

である。 については例えば文部科学省のコーディネーター制度の活用があり得る。現在全国大学に一律に派遣が実施されている産学コーディネーター制度は、知財本部整備事業などの制度整備やマネジメント体制が整った都市圏の大規模の大学ではその存在意義は薄らいできており、むしろ地域の中小。ベンチャー対象に特化したコーディネーター制度に変えていくことが望まれる。

また については、国立大学時代に大学の外部に株式会社などとして設置されたTLOに、法人 化後も大学が技術移転事業を委ねるような知財マネジメントの外部委託の形態(当日私の発言では 日本版GOCOと称した)は、大学の知財マネジメントを対象にしたものであり、中小・ベンチャーへの橋渡し機能を充実させるために不可欠なものである。最近経済産業省によってTLOの事業 分析が行われているが、これによるとTLOの技術移転マネジメントはビジネス要素が大きく、教育と次世代のための研究のために作られた大学の組織体系には不向きな事業であるため、外部TLOの方が内部TLOよりパフォーマンスが優れているという傾向も伺える結果となっている。このことを大学の知財マネジメント全体に演繹すると、外部TLOと連携していない、あるいはTLOが存在していない大学においても、大学知財本部を含めた組織のマネジメントを適切な外部団体に委託するなどの方策で、マネジメントを独立させ柔軟な運用を行わせることは、中小・ベンチャーにとって大学の知財をより利用しやすいものにするための有効な施策になると考えられる。

このようなGOCO的なマネジメントはもちろん、公的研究所及び公設試験所にも適用されうるし、大学自身についても知財本部以外に大学病院などもGOCOによる外部マネジメントは有効であると考えている。以上述べてきたようにGOCOの議論についても大学を除外した意図はない。